

自立支援局だより

第34号 2017. 8発行

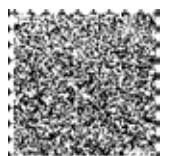
2017 体育祭

国立障害者リハビリテーションセンターでは、毎年6月初旬に体育祭を行っています。利用者にとっては、日頃の訓練成果を見せられる一日です。今年は6月9日（金）に開催しました。当日は天気にも恵まれ、利用者の他にセンター職員や学院生が参加し、総勢500名以上が陸上競技場に集まりました。

利用者の代表の元気な声で開会宣言をすると体育祭が始まります。入場行進、総長の挨拶、優勝旗返還などの後に、そのまま最初の競技へ。



▲車いすスラローム。バックで障害物の間をすり抜けます。見事な車いす操作！



1つめの競技は毎年恒例の大玉おくりです。この競技は全員参加であり、参加者が大玉に触れることがルールです。競技が始まると一気に大玉が転がり、勢いをつけた大玉はすごいスピードでゴールを目指します。

午前中は10人11脚リレー、車いすでのスラローム、風船割り競争、パン食い競争と個人競技が続き、利用者のまぶしい笑顔や悔しい顔がちらほら見られます。

午前中最後の競技は、今年初めて実施されたピラミッドじゃんけんです。この競技は初めて聞く方も多いのではないのでしょうか。簡単に説明すると紅白で攻守に分かれ、じゃんけんをしながら、陣地取りをしていく競技です。守備側がピラミッド状になるため、この競技名になっています。じゃんけんに勝つたびに敵陣奥へと進み、負けてしまうとスタートラインに戻り、もう一度はじめからやり直します。1ラウンド3分で2回戦行い、参加するのは頸髄損傷の利用者が中心です。

この競技を行っていた時間帯がこの日一番暑く、霧吹きで水を浴びたりうちわで仰いでもらいながら、暑さに負けず、競技に参加していました。

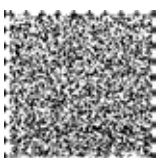
午前中は紅組がリードして終了し、昼食休憩を挟んで、午後の競技となります。午後は綱引き、玉入れ、リレーと体育祭らしい競技が続きます。午後の競技は午前中とは打って変わり、団体競技に強い白組がギリギリと追い上げてきます。

体育祭のメインイベントのリレーは3種類あり、学院生対抗、職員の部署別対抗、利用者対抗リレーとなります。特に利用者対抗リレーは毎年大トリとなっており、今年は紅白ともに速い選手を取りそろえていたため、最後まで目が離せませんでした。最後は紅組がワンツーフィニッシュとなり、閉会式の結果発表を参加者全員で待ちます。

↑



利用者対抗リレーで視覚障害の方を伴走。学院生が伴走で協力します



もちろん最後には勝敗はつくのですが、体育祭はみんなでドキドキしながら優勝発表を待っている時や、終わった後に思い出として話がはずむことが魅力だと思います。ちなみに今年は団体競技で得点を重ねた白組がわずかな差で優勝となりました。おつかれさまでした。



ピラミッドじゃんけんを遠景から。右側の陣地に攻めていきます

－ 総合防災訓練を実施 －

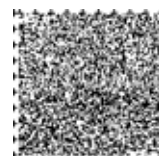
支援企画課

当施設は、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設として、障害のある方々が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障害福祉サービスを提供しています。

特に、災害時に安全に避難できるように、毎年度、避難訓練計画を策定のうえ、訓練を実施しています。訓練内容としては、総合防災訓練（2回）、避難誘導訓練（日中想定2回、夜間想定2回）、車椅子への移乗介助訓練、救命講習（AED操作訓練を含む）等が挙げられます。

6月20日（火）15時30分から、「21時30分大規模地震が発生し、その結果火災の発生」という想定のもと、総合避難訓練を実施しました。

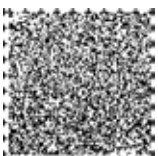
火災の想定は、「病院3階、機能訓練棟2階及び自立支援局宿舍棟東3階から同時に



火災発生」というものでした。あらかじめ決められた「発見者」から防災センターへ通報し、防災センターから出火場所等を知らせる放送がなされました。夜間想定ということで、敷地内にある宿舍の職員が、その放送を聞いて、宿舍棟入口にある「災害時誘導検索ボード」に駆けつけました。検索ボードには、「避難誘導」と「検索」の札があらかじめ配置されていて、駆けつけた職員が火元に近い場所から「避難誘導」の札をとり、該当場所を誘導し、「検索」の札をとった職員が、逃げ遅れた利用者がいないか確認しました。

一次避難場所（西棟の利用者は車庫前、東棟の利用者はローンボーリング場）に集合が完了したあとは、消防署の方から「消火器の操作方法」について指導を仰ぐため、二次避難場所（グラウンド）に移動しました。その後、懇切丁寧な指導を受け、実際に消火器操作を体験しました。

幸いなことに当施設では、これまで災害が発生しておりませんが、近年の自然災害の発生状況からすると、いつ災害が起こっても不思議ではありません。「備えあれば憂いなし」といわれています。今後とも気を引き締めて、防災訓練（予防を含む）に取り組みたいと思います。



関係法規

理療教育・就労支援部 理療教育課

社会における様々な制度は、憲法や法律を基にして作られています。我が国においては、憲法は一つですが、法律は約2千、その他政令や省令を含む法令の総数は約8千といわれています。法令の成り立ちや内容について学ぶことは、社会の仕組みを知ることになるといえます。

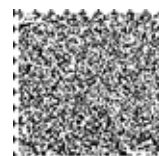
あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを職業として行う場合には免許が必要です。法律（以下「あはき法」、注）で、国がこの職業に従事することを証明する国家資格だからです。

関係法規は、国家試験受験科目の一つで、3年時に配当されています。週当たり1時間の授業で、施術者として必要な業務に関係する法令と、法に則した業務を行う能力と姿勢等を修得させることを目標に、あはき法から医療や社会福祉に関する法律について幅広く学びます。法律の原文は、独特な言い回しや難しい表現がありますが、成り立ちや背景、意図に気をつけながら内容をみていきます。

あはき法では、免許取得の要件、業務の範囲、施術所の要件、罰則などを学びます。例えば、免許の取得要件では、学校・養成施設を卒業し、国家試験合格で取得でなく、さらに免許申請が必要なこと、施術所の看板に「マッサージ60分4千円」、「腰痛に効果あり」といった内容は、法律違反で30万円以下の罰金になり、法律で広告できる内容が規定されていることを理解していきます。法律があることは、法律内で適法に行うことが義務になり、一方で法律の規制を受けるということになります。もし法律に違反し、施術者として相応しくないと認められると、免許が取り消される場合があります。そのためにも法律を学ぶ必要があります。

注：正式名 あん摩マッサージ指圧師、
はり師、きゅう師等に関する法律

文責：池田 和久



利用者募集のご案内

当センターでは、下記のサービスの利用を希望する方を随時募集しています。
利用を希望される方は、総合相談課までお問い合わせください。

自立訓練（機能訓練）

主に視覚に障害のある方や頸髄損傷等による重度の肢体不自由の方が、地域や家庭、職場などで持てる力を最大限に生かし、より充実した社会生活を送れるよう支援します。

- 視覚に障害のある方：移動（歩行）訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練など
- 頸髄損傷等による重度の肢体不自由の方：理学療法、作業療法、スポーツ訓練、職能訓練など

自立訓練（生活訓練）

主に高次脳機能障害のある方が、日常生活や社会生活に必要な手段を理解し、生活能力を高められるよう、個々の生活状況に応じて支援します。

- スケジュール管理、生活管理能力の向上、社会生活技能の向上、作業力の向上など

就労移行支援

就労が見込まれる主に身体に障害がある方に、企業への就職、また、復職に向けて、各種訓練や職場実習により、働くための力を付けることや就職活動を支援します。

- 職場体験訓練、技能習得訓練、職場実習、就職活動支援など

就労移行支援（養成施設）

視覚に障害のある方が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を取得し、これを活用し、就労することを支援します。

- 授業（講義、実技実習、臨床実習など）や就労マッチング支援など

※通所で上記サービスを利用することが困難な方には、施設入所支援（宿舍）を提供しておりますので、あわせてご相談ください。

<問い合わせ先> 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 総合相談課
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

TEL：04-2995-3100（代表） FAX：04-2992-4525（直通）

E-mail：soudan@rehab.go.jp URL：http://www.rehab.go.jp/

※施設利用申込書（様式）は当センター
ホームページからダウンロードできます。

